

東京2020オリンピック聖火リレー愛媛県  
自主警備・交通誘導計画作成業務委託契約書（案）

東京2020オリンピック聖火リレー愛媛県実行委員会（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

- 第1条 甲は、東京2020オリンピック聖火リレー愛媛県自主警備・交通誘導計画作成業務（以下「委託業務」という。）を別添仕様書により乙に委託し、乙は、これを受託する。
- 2 乙は、甲と随時協議しながら業務を遂行しなければならない。

（委託料）

- 第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金\_\_\_\_\_円（うち消費税及び地方消費税の額\_\_\_\_\_円）を支払う。なお、委託料の内訳は別表のとおりとする。

（履行期限）

- 第3条 乙は、この契約締結の日から令和2年2月28日までの間に委託業務を行うものとする。

（契約保証金）

- 第4条 契約保証金は、\_\_\_\_\_する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託）

- 第6条 乙は、業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲の承諾を得なければならない。

（事業計画書等の提出）

- 第7条 乙は、契約締結後14日以内に下記の書類を作成し、甲に提出しなければならない。
- （1）事業計画書（様式第1号）
  - （2）業務実施に伴う組織図及び人員配置図
  - （3）甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を記載した書類

(事業内容の変更)

第8条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容の一部を変更することができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書(様式第2号)を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(業務遅延等の報告)

第9条 乙は委託業務が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は委託業務の遂行が困難になったときは、速やかに、委託業務遅延等報告書(様式第3号)を提出し、甲の指示を受けなければならない。

(調査等)

第10条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託業務の完了について検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果、不合格となり成果品について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第12条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、委託料精算払請求書(様式第5号)により、甲に対して委託料の請求をすることができる。

2 甲は、前項の規定により、請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(事故報告)

第13条 乙は、この委託業務の履行に関し事故等を生じた場合は、直ちに甲に対し事故の状況を報告しなければならない。

(契約不能の場合の処理)

第14条 乙は、天災その他の不可抗力により、その責めに帰すことができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分の義務を免れるものとし、甲は当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

(瑕疵担保責任)

第15条 成果物に瑕疵があるときは、甲は乙に対し指定する期限までにその瑕疵の修正を請求し、又は修正に代え若しくは修正とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による修補又は損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から1年以内にこれを行わなければならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき事由により、履行期限内に業務が完了しないとき、又は完了しないと明らかに認められるとき
  - (2) 正当な理由なく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき
  - (3) 前各号のほか、この契約書の条項又は仕様書に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと認められるとき
  - (4) 契約の履行につき不正の行為があったとき
  - (5) 委託業務を遂行することが困難なとき
  - (6) 乙又は乙の代表社員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な工員の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第17条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施又は不履行に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他の不可抗力による損害と認められるときは、この限りでない。

(関係書類の整備及び保管)

第18条 乙は、委託業務にかかる経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

- 2 乙は、委託業務の関係書類を委託業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(著作権)

第19条 乙は、委託業務に基づき乙が作成した成果物及び素材等（以下「成果物等」という。）に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。以下同じ。）について、委託料が完納された時点で甲に譲渡するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料完納前であっても乙が作成した成果物を無償で利用できるものとする。
- 3 乙は、成果物等に関する著作者人格権（公表権、氏名表示権及び同一性保持権）について、甲及び甲が利用を認めた者に対し、これを行使しないものとする。
- 4 第1項の著作権を含む知的財産権及び肖像権等のプライバシーの権利について、第三者から異議の申出等があったときは、乙の責任において解決するものとする。

5 委託業務に基づき乙が作成した成果物等の権利は、甲が組織改正等による変更を行った場合には変更後の組織に、甲が解散した日以降においては、愛媛県に継承されるものとする。

(公表の制限)

第20条 乙は、甲の承認を得ないで業務の内容を公表してはならない。

(秘密の保持)

第21条 甲及び乙は、委託業務の遂行上それぞれが知り得た相手方固有の業務上又は技術上の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が終了し又は解約された後においても同様とする。

2 乙は、甲が所有するデータ等を甲の許可なく複写、複製してはならない。

3 乙は、甲が所有するデータ等をこの契約の履行目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の保護)

第22条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第23条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）に準ずるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

令和元年 月 日

甲 松山市一番町四丁目4番地2  
東京2020オリンピック聖火リレー愛媛県実行委員会  
会長 中村 時 広

乙

別表（第2条関係）

自治体名	負担額（消費税及び地方消費税を含む）
松山市	
今治市	
宇和島市	
八幡浜市	
新居浜市	
西条市	
大洲市	
伊予市	
四国中央市	
西予市	
東温市	
久万高原町	
松前町	
砥部町	
内子町	
伊方町	
鬼北町	
愛媛県	
合 計	

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

東京2020オリンピック聖火リレー愛媛県実行委員会

会長 中村 時広 様

住 所

事業主体名

代表者職氏名

東京2020オリンピック聖火リレー愛媛県自主警備・交通誘導計画  
作成業務事業計画書

令和元年 月 日付けで契約を締結した、東京2020オリンピック聖火リレー  
愛媛県自主警備・交通誘導計画作成業務について、委託契約書第7条の規定に  
基づき、事業計画書を下記のとおり提出します。

記

1 事業の内容及び実施体制

2 事業の実施予定期間 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

3 その他

様式第2号（第8条関係）

令和 年 月 日

東京2020オリンピック聖火リレー愛媛県実行委員会

会長 中村 時広 様

住 所

事業主体名

代表者職氏名

東京2020オリンピック聖火リレー愛媛県自主警備・交通誘導計画  
作成業務事業変更計画書

令和元年 月 日付け 第 号で承認のあった業務計画書について、下記  
のとおりに変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき提出します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（変更前と変更後が分かるよう記載のこと）
- 3 その他

様式第3号（第9条関係）

令和 年 月 日

東京2020オリンピック聖火リレー愛媛県実行委員会

会長 中村 時広 様

住 所

事業主体名

代表者職氏名

東京2020オリンピック聖火リレー愛媛県自主警備・交通誘導計画  
作成業務遅延等報告書

令和元年 月 日付けで契約を締結した、東京2020オリンピック聖火リレー  
愛媛県自主警備・交通誘導計画作成業務について、予定期間内での終了が困難  
となったので、委託契約書第9条の規定に基づき報告します。

記

- 1 事業遅延等の理由
- 2 今後の事業実施予定
- 3 その他



様式第4号（第11条関係）

令和 年 月 日

東京2020オリンピック聖火リレー愛媛県実行委員会

会長 中村 時広 様

住 所

事業主体名

代表者職氏名

東京2020オリンピック聖火リレー愛媛県自主警備・交通誘導計画  
作成業務実績報告書

令和元年 月 日付けで契約を締結した、東京2020オリンピック聖火リレー  
愛媛県自主警備・交通誘導計画作成業務について、業務を完了したので委託契  
約書第11条第1項の規定に基づき、成果品を添えて報告します。

記

1 事業の内容

2 その他

様式第5号（第12条関係）

令和 年 月 日

東京2020オリンピック聖火リレー愛媛県実行委員会

会長 中村 時広 様

住 所

事業主体名

代表者職氏名

東京2020オリンピック聖火リレー愛媛県自主警備・交通誘導計画  
作成業務委託料精算払請求書

令和元年 月 日付けで契約を締結した、東京2020オリンピック聖火リレー  
愛媛県自主警備・交通誘導計画作成業務に係る委託料について、委託契約書第  
12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、東京2020オリンピック聖火リレー愛媛県実行委員会個人情報保護規程の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

### (複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報  
が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、  
甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成し  
た個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄  
又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に  
従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個  
人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は  
滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなけれ  
ばならない。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況  
について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理  
を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若し  
くは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを  
知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関  
し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害  
を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三  
者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、  
この契約の全部又は一部を解除することができる。